

## ソフトピアジャパンセンター等指定管理者評価員会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅（ソピア・フラッツに限る。）（以下「ソフトピアジャパンセンター等」という。）の指定管理者が実施する業務の評価を行う「ソフトピアジャパンセンター等指定管理者評価員会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 会議では、評価員が次に掲げる事項を評価する。

- 一 指定管理者によるソフトピアジャパンセンター等の指定管理業務実施状況
- 二 その他前号に関連し、会議が必要と認める事項

### (組織)

第3条 評価員は7人以内とし、有識者等から知事が選任する。

### (任期)

第4条 評価員の任期は3年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。評価員は再任されることができる。

### (評価員長)

第5条 会議に評価員長を置き、評価員の互選によって定める。

- 2 評価員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 評価員長に事故があるとき、又は評価員長が欠けたときは、あらかじめ評価員長が指定する評価員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、知事が招集する。

- 2 評価員長は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

### (事務局)

第7条 会議の事務局は、岐阜県商工労働部産業デジタル推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、評価員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年4月1日において委員である者の任期については、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。